



鳥取県公報

平成12年9月18日(月)

第7215号

毎週火・金曜日発行

目 次

- | | | |
|-------|------------------------------|---|
| ◇ 規 則 | 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（労働雇用課） | 1 |
| ◇ 告 示 | 土地改良区の清算人の就任（耕地課） | 2 |

=公布された規則のあらまし=

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 基本手当の日額を次のとおり引き上げることとした。(第4条関係)

区分		金額	
		現行	改正後
20歳以上の者	鳥取市の地域に居住する者	3,900円	3,940円
	鳥取市以外の地域に居住する者	3,510円	3,540円
20歳未満の者		3,510円	3,540円

- 2 技能習得手当のうち通所手当について、交通機関等が定期乗車券を発行していない場合の運賃等相当額の定め方を、21回（現行 25回）の範囲内で知事が別に定める通所回数分の当該交通機関等による運賃等の額に変更することとした。(第6条関係)

- 3 施行期日等

- (1) この規則は、公布の日から施行し、改正後の内容は、平成12年4月1日から適用することとした。
 (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年9月18日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第88号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(基本手当)	(基本手当)
第4条 略	第4条 略
2 基本手当の日額は、支給対象者の居住する次の各号に掲げる地域の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。	2 基本手当の日額は、支給対象者の居住する次の各号に掲げる地域の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。
(1) 鳥取市の地域 3,940円	(1) 鳥取市の地域 3,900円
(2) 前号に掲げる地域以外の地域 3,540円	(2) 前号に掲げる地域以外の地域 3,510円
3 前項の規定にかかわらず、20歳未満である支給対象者に対して支給する基本手当の日額は、3,510円とする。	3 前項の規定にかかわらず、20歳未満である支給対象者に対して支給する基本手当の日額は、3,510円とする。
(技能習得手当)	(技能習得手当)
第6条 略	第6条 略
2~7 略	2~7 略
8 運賃相当額は、次の各号による額の総額とする。	8 運賃相当額は、次の各号による額の総額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についての21回の範囲内で知事が別に定める通所回数分の運賃等の額であって、最も低廉となるもの	(2) 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についての25回の範囲内で知事が別に定める通所回数分の運賃等の額であって、最も低廉となるもの
9 略	9 略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払いとみなす。

告 示

鳥取県告示第534号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次とおり米子市成実土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成12年9月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した清算人の氏名及び住所

赤井 通泰 米子市古市162

赤井 純 米子市古市476

潮 清 米子市古市282

田中 實 米子市古市384

牧野 廣満 米子市古市353

牧 茂富 米子市古市511

赤井 稔 米子市新山904

井上 臣吾 米子市新山571

上野 和美 米子市新山907

大森 孟 米子市新山205

戸川 純一 米子市新山155

能見 秀人 米子市新山569

羽柴 貞雄 米子市新山509

平成12年8月29日就任 任期 清算結了まで